

松江市告示第 147 号

松江市小規模住宅団地整備事業補助金交付要綱（令和 2 年松江市告示第 201 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 略 (1) 居住誘導区域 松江市立地適正化計画(平成 30 年 3 月策定)に定める居住誘導区域をいう。 <u>(2) 条例施行規則 松江市開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則(平成 17 年松江市規則第 239 号)をいう。</u> <u>(3) 市街化区域 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条第 2 項に規定する区域をいう。</u> <u>(4) 市街化調整区域 都市計画法_____第 7 条第 3 項に規定する区域をいう。</u> <u>(5) 都市計画区域外区域 松江市の行政区域のうち、都市計画区域(都市計画法第 5 条の規定により島根県知事が指定した区域をいう。)以外の区域をいう。</u>	(定義) 第 2 条 略 (1) 居住誘導区域 松江市立地適正化計画(平成 30 年 3 月策定)に定める居住誘導区域  <u>(2) 市街化調整区域 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条第 3 項に規定する区域</u> <u>(3) 都市計画区域外区域 松江市の行政区域のうち、都市計画区域(都市計画法第 5 条の規定により島根県知事が指定した区域をいう。)以外の区域</u> <u>(4) 大規模既存集落等 松江市開発行為</u>

(6) 農用地区域 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する区域をい  
う。

(7) 空き家等 松江市内に存する建築物で現に使用されていない建築物をい  
う。

(補助金の対象等)

第3条 略

略	
補 助 対 象 区 域	次のいずれかに該当する区域 (1) 居住誘導区域 (2) <u>条例施行規則第5条に規定する区域で、かつ、条例施行規則</u> _____ _____ 第7条に規定する_____ _____ 区域 (3) <u>条例施行規則</u> _____ _____ 第9条に規定する_____ _____ 区域 (4) 都市計画 <u>区域</u> 外区域に立地する小学校及び中学校の校舎からおおむね500mの土地の区域(当該区域と直接接することとなる開発区域外の道路(以下「接続先道路」という。)に水道管及び下水道管(汚水の処理

等の許可の基準に関する条例(平成17年松江市条例第334号)第6条第1項第1号に規定する大規模既存集落及び同項第2号に規定する既存集落

(5) 農用地区域 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する区域

(6) 空き家等 松江市内に存する建築物で現に使用されていない建築物

(補助金の対象等)

第3条 略

略	
補 助 対 象 区 域	次のいずれかに該当する区域 (1) 居住誘導区域 (2) _____ <u>松江市開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則(平成17年松江市規則第239号)第7条に規定する小学校及び中学校の周辺区域</u> (3) <u>松江市開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則</u> 第9条に規定する <u>鉄道駅の周辺</u> 区域 (4) 都市計画____外区域に立地する小学校及び中学校の校舎からおおむね500mの土地の区域(当該区域と直接接することとなる開発区域外の道路(以下「接続先道路」という。)に水道管及び下水道管(汚水の処理

	<p>を行うものに限る。以下同じ。)が敷設されている区域に限る。ただし、事業者が開発許可の申請に当たり自ら接続先道路に水道管及び下水道管を新たに敷設する場合は、この限りでない。)ただし、当該区域内に市街化調整区域がある場合は、当該市街化調整区域の範囲を除く区域とする。</p> <p>(5) 都市計画<u>区域</u>外区域の、鉄道駅の駅舎からおおむね 300m の土地の区域(接続先道路に水道管及び下水道管が敷設されている区域に限る。ただし、事業者が開発許可の申請に当たり自ら接続先道路に水道管及び下水道管を新たに敷設する場合は、この限りでない。)</p>	<p>を行うものに限る。以下同じ。)が敷設されている区域に限る。ただし、事業者が開発許可の申請に当たり自ら接続先道路に水道管及び下水道管を新たに敷設する場合は、この限りでない。)ただし、当該区域内に市街化調整区域がある場合は、当該市街化調整区域の範囲を除く区域とする。</p> <p>(5) 都市計画__外区域の、鉄道駅の駅舎からおおむね 300m の土地の区域(接続先道路に水道管及び下水道管が敷設されている区域に限る。ただし、事業者が開発許可の申請に当たり自ら接続先道路に水道管及び下水道管を新たに敷設する場合は、この限りでない。)</p>
<p>補助対象事業</p>	<p>補助対象区域内において、住宅用地の販売のために、小規模住宅団地を整備する事業で次のいずれにも該当する事業</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>ア 住宅団地の整備に当たって、整備予定区域内に存する空き家等を1件以上除却すること。ただし、市街化調整区域及び都市計画<u>区域</u>外区域において整備予定区域内に空き家等がない場合は、この限りで__ない。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>補助対象事業</p> <p>補助対象区域内において、住宅用地の販売のために、小規模住宅団地を整備する事業で次のいずれにも該当する事業</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>ア 住宅団地の整備に当たって、整備予定区域内に存する空き家等を1件以上除却すること。ただし、市街化調整区域及び都市計画__外区域において整備予定区域内に空き家等がない場合は、この限りで<u>は</u>ない。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2) 略</p>

略		略	
終期	令和5年3月31日	終期	令和4年3月31日
補助事業者の範囲	次のいずれにも該当する者とする。 (1) 略 (2) <u>申請年度の3月31日までに補助事業が完了する者</u> (3)・(4) 略	補助事業者の範囲	次のいずれにも該当する者とする。 (1) 略 (2)・(3) 略

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。